

平成29年度臨時職員の登録希望者を受け付けます

この登録制度は、臨時職員として働くことを希望される方針にあらかじめ希望する職種等を登録してもらい、必要に応じて雇用条件に合う方を登録者の中から選考し、任用する制度です。なお、この制度は任用を確約するものではなく、他に就職したり、進学したりすることを拘束するものではありません。

▼登録条件

登録を希望する職種に必要な資格免許を取得されている方で、町に通勤可能な方(地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当する方は登録できません)

4月1日～平成30年3月31日
(1年間)
(期間延長の契約更新あり)

4月1日～9月30日
(期間延長の契約更新あり)

町内の保育園
若干名

4月1日～9月30日
(期間延長の契約更新あり)

午後5時15分
パート・午前9時～午後3時

常勤・午前8時30分～午後5時15分(早番遅番対応あり)
※勤務時間応相談

午後5時15分

月20日程度

月20日程度